漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項及び第六項並びに第五十一条第四号、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項ただし書、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十条、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百四十一条第四項ただし書、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第五条第一項ただし書並びに水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第三十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（漁港漁場整備法施行令の一部改正）

第一条　漁港漁場整備法施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令

第一条の二中「漁港漁場整備法（」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号。」に改める。

第三条第一項の表及び第四条第一項の表中「及び加工施設」を「、加工及び販売施設」に改める。

第二十八条第一項中「第四十四条」を「第六十九条」に改め、同項第五号中「第四十一条第二項」を「第六十七条第二項」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（親会社等）

第二十八条　法第五十一条第四号の政令で定める法人は、ある法人に対して次の各号に掲げるいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

一　その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二　その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であつた者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。

三　その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2　ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、この条の規定を適用する。

（国有財産法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

一　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第六条第二項第一号イ及びロ

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和二十六年政令第百七号）第一条第九号

三　奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和二十九年政令第二百三十九号）別表第一漁港の項の二第四号

四　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十八条第一項第四号及び第六十四条第一号

五　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）附則第二項第一号ロ

六　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）第一条第一号ヌ

七　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条第一項第二号及び第二項第一号

八　近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第一号ニ

九　中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第一条第四号

十　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第一条第一項第三号及び第二十一条第七号

十一　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百六号）第二条第十三号

十二　小笠原諸島振興開発特別措置法施行令（昭和四十五年政令第十三号）別表第一漁港の項

十三　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）第九条第三号

十四　海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）別表の注

十五　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）第一条第一項第六号

十六　石油パイプライン事業法施行令（昭和四十七年政令第四百三十七号）第二条第三号

十七　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第三条第十八号

十八　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）附則第四項の表

十九　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第二条第一号ニ

二十　湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）第十一条第二号

二十一　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）第六条第四項第十号

二十二　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行令（平成六年政令第百四十号）第七条第三号

二十三　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項第八号

二十四　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二第六号ロ及び別表第一の四の項

二十五　土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第九条第二号

二十六　有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令（平成十四年政令第百五十四号）第一条第一項第三号

二十七　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第一条第一号ヘ

二十八　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四十条第一項第三号

二十九　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）第六条第十号

三十　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第三条第三項

三十一　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条第六号ニ及び第十一条第一項第三号

三十二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）第三条

三十三　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）第二条第六号

三十四　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第六条第七号